

(平成25年1月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支社（以下「B支社」という。）における資格喪失日に係る記録を昭和32年6月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和32年4月1日から同年6月11日まで
年金事務所からの通知により、私がA社C支社（以下「C支社」という。）に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の記録が無いことが分かった。

申立期間も継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された人事記録により、申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務していたものと認められる。

なお、C支社及びB支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、C支社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和32年6月11日にC支社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した21人(申立人を含む。)のうちの20人は、同年4月1日にB支社に係る被保険者資格を喪失していることが確認できる上、当該20人のうち事情を聴取できた複数の者が、「私は、申立期間以前からC支社で勤務していたが、B支社で勤務したことはない。」としており、A社は、C支社が適用事業所となる前は、C支社の従業員を、既に適用事業所であったB支社において厚生年金保険に加入させていたものと考えられることから、申立人は、申立期間において、B支社に係る被保険者であったと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB支社における昭和32年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明としているものの、前述のC支社が適用事業所となった時点でC支社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した21人のうちの20人の記録、及び当該20人のうち事情を聴取できた複数の者の証言を踏まえると、社会保険事務所が被保険者資格喪失の処理をいずれも誤るとは考え難いことから、事業主がB支社に係る被保険者資格喪失日を昭和32年4月1日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和42年10月30日に、資格喪失日に係る記録を同年11月8日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のC社D支社における資格取得日に係る記録を昭和47年2月24日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年10月30日から同年11月8日まで
② 昭和47年2月24日から同年3月1日まで
③ 昭和63年2月19日から同年3月2日まで

私は、申立期間①において、A社B支社に雇用されていたが、当該期間に係る船員保険被保険者記録が無い。

また、私がC社D支社に雇用されていた期間のうち、昭和47年2月24日から同年3月7日までの期間については、同社D支社に係る船員保険被保険者資格取得日が同年3月1日となっており、申立期間②に係る被保険者記録が無い。

さらに、私は、申立期間③において、船舶所有者「E」に雇用されていたが、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。

所持している船員手帳により、それぞれの期間において雇用されていたことが確認できるので、申立期間①及び②を船員保険被保険者期間、

申立期間③を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出された船員手帳の写しにより、申立人は、当該期間において、A社B支社に雇用されていたことが確認できる。

また、当該船員手帳の写しによると、申立人は、申立期間①の後、A社B支社が所有する船舶に6回乗船していることが確認できるところ、オンライン記録では、当該乗船期間に応じた船員保険被保険者記録が確認でき、その資格取得日は雇入日と同日又はそれより早い日に、資格喪失日は雇止日と同日又はそれより遅い日となっている上、申立期間①及びその前後の期間において、同社B支社に係る船員保険被保険者記録が確認できる者の中には、船員手帳で確認できる雇入日と資格取得日が一致している者が複数存在するほか、同社B支社に係る船員保険被保険者名簿を見ると、月末に資格取得している者や被保険者期間が1か月未満（最短で14日間）となっている者も散見されることから、同社B支社は、申立期間①当時、雇用している船員を、少なくとも船員手帳において確認できる期間については、船員保険に加入させていた可能性がうかがえる。

さらに、A社は、「申立てどおりの届出を行ったか、申立期間①の保険料を納付したかについては不明である。」と回答しているものの、同社B支社のF事務の元担当者は、「私は、昭和47年から担当となったが、前任者から聞いていたので申立人のことを覚えている。船員手帳の乗下船の記録は船員保険の記録と2、3日ずれることはあっても、ほぼきちんとなっている。勤務実態が手帳どおりであれば、10月分の保険料を控除しているはずである。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人と同年代で、かつ当該期間当時にA社B支社における船員保険被保険者資格を取得した者に係る社会保険事務所（当時）の標準報酬月額の記録から、3万9,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のとおり、A社は不明としているが、申立期間①において行われるべき事業主による資格の取得及び喪失に係る届出のいずれの機会においても、社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期

間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、申立人から提出された船員手帳の写しにより、申立人は、当該期間においてC社D支社に雇用されていたことが確認できる。

また、当該船員手帳の写しによると、申立人は、申立期間②以外にもC社が所有する船舶に乗船していたことが確認できるところ、オンライン記録上、申立期間②以外の乗船期間については、当該乗船期間に応じた船員保険被保険者記録が確認でき、その資格取得日は雇入日と同日又はそれより早い日となっている上、申立期間②及びその前後の期間において、同社D支社に係る船員保険被保険者記録が確認できる者の中には、船員手帳で確認できる雇入日と資格取得日が一致している者、及び同社D支社に係る被保険者資格を取得する直前の事業所に係る厚生年金保険又は船員保険の被保険者資格喪失日が同社D支社に係る被保険者資格取得日と同日となっている者が複数確認できるほか、自身が所持する船員手帳上の雇入日より前に被保険者資格を取得している旨述べる者もいることを踏まえると、同社D支社は、申立期間②当時、雇用している船員を、少なくとも船員手帳において確認できる期間については、船員保険に加入させていた可能性がうかがえる。

さらに、C社の事業を継承しているG社傘下のH社は、「資料は無く、申立てどおりの届出及び保険料の納付を行ったかどうかについては不明である。」と回答しているものの、申立期間②当時、C社D支社に在籍していたとする者は、「当時も担当だったかは覚えていないが、私は、F事務の担当だったことがあり、雇入れと同時に加入させていたと思う。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のC社D支社における昭和47年3月の社会保険事務所の記録から、7万2,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のとおり、H社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの船員保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③については、申立人から提出された船員手帳の写しにより、申立人は、当該期間において船舶所有者「E」に雇用されていたことが確認できる。

しかし、当該船舶所有者の親族は、「当時の漁期は1週間から10日くらいだった。」としているところ、申立期間③を含む昭和62年10月20日(当該船舶所有者が厚生年金保険を適用された日の翌日)から63年5月8日までの期間において、当該船舶所有者に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している者は確認できない上、同年5月9日から平成10年1月6日までの期間において被保険者資格を取得した者の中に、被保険者期間が1か月未満となっている者は確認できないほか、申立期間③以降の昭和63年6月15日に当該船舶所有者に係る被保険者資格を取得している者は、「私は、中学を卒業してすぐ乗船した。」と述べているところ、この者が中学校を卒業した時期は、生年月日から、同年3月頃と考えられることから、当該船舶所有者は、申立期間③当時、必ずしも全ての船員を厚生年金保険に加入させていたわけではなく、加入させる場合も、入社後すぐに加入させていたわけではなかった可能性がうかがえる。

また、当該船舶所有者は、「廃業したので、資料は無く、申立てどおりの届出を行ったかは不明である。」と回答している上、申立期間③及びその前後の期間において当該船舶所有者に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で、申立人と同じ船に乗っていたとする複数の者に事情を聴取しても、申立人を覚えておらず、申立期間③に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 3 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月から 60 年 3 月まで

私は、会社退職直後の昭和 54 年 3 月頃に A 市役所で国民年金の加入
手続を行い、国民年金保険料については、年 4 回の各納期に、金融機関
において納付書で納付していた。

ねんきん定期便により、申立期間が国民年金保険料の未納期間となっ
ていることが分かったが、申立期間当時、私の友人も保険料を納付して
おり、私自身、現在は処分してしまったが、領収証を保管していた記憶
があるので、当該期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人よ
り前に払い出されている記号番号の者の国民年金被保険者資格取得日及び
申立人より後に払い出されている記号番号の者（任意加入者）の被保険者
資格取得日から、昭和 60 年 5 月 17 日から同年 5 月 27 日までの間に、A
市において払い出されたものと推認でき、その時点において、申立期間の
うち、54 年 3 月から 58 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料は、時効
により納付できなかったものと推認される上、申立期間当時、申立人に対
して別の記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月までの期間に係る
保険料は、前述の申立人の国民年金手帳記号番号払出時点において、過年
度納付が可能であるが、申立人は、「納付書は、4 期に分かれたものが郵
送され、各期の 3 か月分を納付期日に間に合うように支払った。まとめて
支払うということにはなかった。」と述べており、当該期間に係る保険料を
過年度納付した状況はうかがえない。

さらに、申立期間当時、申立人と個人的な付き合いがあり、自身の国民年金保険料は納付していたとする友人に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る保険料の具体的な納付状況までは確認することができない上、申立人自身も、「友人と一緒に支払窓口には行っていない。」としている。

このほか、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から同年8月まで

私は、平成4年9月頃、A市（現在は、B市）において、国民年金の加入手続きを行い、それまで納付していなかった国民年金保険料を遡って数回に分けて納付したのに、年金記録を確認したところ、申立期間が納付済期間となっていなかった。

手続時点で未納となっていた全ての期間の保険料を納付したと思うので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の戸籍の改製原附票、申立人から提出された年金手帳並びに申立人の記号番号より後に払い出された記号番号の者の国民年金被保険者資格取得日及び最初の国民年金保険料の納付日から、平成4年9月1日から同年9月11日までの間にA市において払い出されたものと推認でき、その時点において、申立期間のうち、2年4月から同年7月までの期間に係る保険料は、時効により納付できなかったものと推認される上、申立人に対して別の記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付について母親が証言してくれるとしているが、申立人の母親は、申立人がC市に所在する事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した平成4年9月7日（改製原附票により確認できるC市への転入日は、平成4年10月13日）以降については申立人と同居していなかったと考えられる上、「当時のことはあまり記憶に無く、娘に届いた郵便物は、開封しないで娘の所に送ってい

たと思う。」と述べており、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる証言を得ることはできなかった。

さらに、申立期間のうち、平成2年8月の保険料については、前述の申立人の国民年金手帳記号番号払出時点において、過年度納付が可能であるが、申立人は、「国民年金の加入手続をした後に、未納期間の国民年金保険料を一括した納付書が送付されてきたので、数回に分けて支払いたいと相談して、分割した納付書を送ってもらった。」としており、申立人の記号番号払出時期、A市及びD社会保険事務所（当時）における納付書発行に係る事務処理に要する期間並びに前述の申立人の母親の証言から推認される住所変更に伴う郵便物の受取状況を踏まえると、申立人は、同年8月の保険料が時効により納付できなくなる4年9月末までに当該月分を含む納付書を受領していなかった可能性があるほか、申立人は、「保険料は給与から数回に分けて納付したが、平成4年9月に就職したので、9月分の最初の給与は、10月に受け取ったと思う。」とも述べていることから、申立人が保険料の納付を開始した時点において、2年8月の保険料は時効により納付できなかったものと考えられる。

このほか、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 46 年 1 月 1 日まで

私は、申立期間において、学校に通いながらA社（現在は、B社）に勤務していたのに、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できないので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間又はその一部の期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた複数の者（申立人が名前を挙げた同僚を含む。）の証言により、期間は特定できないものの、申立人は、同社に勤務していたものと推認される。

しかし、申立人が、自身と一緒にA社に採用され、同じ学校に通いながら勤務していたとする者の同社に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、前述の複数の者が、申立期間当時、学生アルバイトだったとして名前を挙げた者のうちの少なくとも二人については、学校に在学しながら勤務していたと考えられるところ、それぞれ推認される入社時期から相当期間経過後に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、同社は、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなく、加入させる場合も、入社後すぐに加入させていたわけではなかった可能性がある。

また、B社は、「40年以上も前のことであり、資料が無い。」と回答し、同社の現在のC業務担当者は、「当時の資料が無いので、申立てに係る届出、保険料の納付及び控除については分からないとしか言えない。」

と述べている上、申立期間当時の事業主二人とD事務担当者とされる者は既に死亡しており、事情を聴取できないほか、前述の複数の者に聴取しても、申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。